

令和4年度 第1回

議員説明会会議録

令和4年11月7日

小山広域保健衛生組合議会

令和4年度 第1回 小山広域保健衛生組合議会議員説明会次第

日 時：令和4年11月7日（月）

午前9時30分～

場 所：小山広域保健衛生組合

2階 大会議室

1 開 会

2 管理者あいさつ

3 報告事項

- (1) 工事費負担金契約の締結について
- (2) 小山広域保健衛生組合同規約の一部変更について
- (3) ごみ減量化施策の取組状況及び方針について
- (4) 中央清掃センター敷地拡張事業について
- (5) 小山聖苑指定管理者制度及び受付システムの導入について
- (6) 小山聖苑式場の消防立ち入り検査に基づく排煙設備の改修について
- (7) 生活排水処理計画の策定について

4 閉 会

◎開 会（9：30）

○鹿久保礼子総務課長 おはようございます。

議員説明会の開会に先立ちまして、本年7月10日執行の下野市長選挙におきまして、坂村哲也下野市長が初当選されておりますので、ご挨拶をお願いしたいと存じます。

○坂村哲也副管理者 皆様、おはようございます。

ただいまご紹介いただきました、今年8月6日より下野市長に就任しまして、そして、このたび小山広域保健衛生組合の副管理者にも就任をさせていただきました、坂村でございます。日頃より、下野市の環境行政にご協力賜りまして誠にありがとうございます。

副管理者としましても、当組合管内のよりよい生活環境のため、また、今進めておられます新規のごみ処理施設の整備事業に伴います燃やすごみの減量化等ですね、直面する課題をしっかりと責任を果たして取り組んで参りたい所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

また、組合管内でありますけれども、下野市石橋地区の市民の方がですね、斎場を利用すること、そして、処理の同じく石橋地区の燃やすごみにつきましても、処理の対象とするための組合規約の変更が、本日、議案案件となっておりますけれども、議案につきましてのご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

本市におきましても、今後も継続してごみの減量化と環境のですね、負担を軽減に努めてまいり所存でありますので、引き続き皆様におかれましては、ご協力、ご支援のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。

続きまして、本年、5月17日に下野市議会にて臨時会が開催され、新たに大島昌弘議員、小谷野晴夫議員、並びに秋山幸男議員が選出されておりますので、議員説明会の開会に先立ち、自己紹介をお願いしたいと思います。

では、大島昌弘議員から、そのまま自席にてお願いいたします。

○5番（大島昌弘議員） はい。おはようございます。小山広域保健衛生組合議員としては2度目となります。今回、ごみ焼却施設等、また、下野市におきまして石橋地区の住民の方々を組合にお世話になるということで、重大な責任を持って広域議員となったわけでございますので、ぜひ皆様のご協力のもとにスムーズに組合運営をしていきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○6番（小谷野晴夫議員） おはようございます。小谷野晴夫でございます。小山広域の方の議員は、何か久しぶりにまた議員になったっていう感じで懐かしい思いと、また、気の引き締まる思いでおります。皆様に御協力をいただきながら、関係市町の住民がですね、健やかに生活できるように力を入れていきたいと思っておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○7番(秋山幸男議員) おはようございます。秋山です。前回に引き続き、議員ということで仰せつかりました。ごみ問題はですね、各市町にとって非常に避けて通れない大きな問題であります。その中で、小山広域の果たす役割というものは非常に大きいものがあるかと思いますが、今まで培ってきた経験を少しでも生かしてですね、皆さんと共に、よりよい運営ができるよう努力して参りますので、よろしくお願いを申し上げます。

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。

また、本年、10月1日付の人事異動により、当組合事務局長が変わりましたので、ご挨拶をさせていただきますと存じます。

○細島讓事務局長 おはようございます。

10月1日付人事異動によりまして、当組合事務局長を拝命しました細島讓と申します。構成2市2町の市町民の負託に応えるため、誠心誠意、各種事業を取り組んでまいります。どうぞ、よろしくお願いたします。

午前9時37分 開会

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから、小山広域保健衛生組合議員説明会を開会させていただきます。

本日の会議ですが、大出ハマ議員、岡田裕議員より遅刻する旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。

では、開会に当たりまして、関議長から、ご挨拶をいただきます。

◎議長挨拶

○関 良平議長 はい。皆様、改めまして、おはようございます。

議員説明会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、執行部からのご依頼によりまして、議員説明会が開催の運びになりましたが、議員の皆様には、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日の報告事項は、「工事費負担金契約の締結について」など、計7件ございます。この後、執行部から説明がございしますが、議員の皆様からのご意見、ご質問等いただきながら、会議を進めて参りたいと思います。

最後になりますが、会議の進行に当たりましては、各位の特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますが、開会に当たりましての挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎管理者挨拶

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。次に、管理者から、ご挨拶申し上げます。

○浅野正富管理者 皆様、おはようございます。

本日は、お忙しい中、議員説明会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。先ほど議長から、お話ございました通り、本日の議員説明会計7件について、ご説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎報告事項

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。

次に、報告事項に入りますが、関議長の進行によりお願いしたいと思います。議長、よろしくお願いいたします。

(1)工事費負担金契約の締結について

○関 良平議長 はい。それでは、議員説明会の進行役を務めさせていただきます。

次第書3、報告事項(1)「工事費負担金契約の締結について」事務局から説明をお願いいたします。鍋倉建設政策課長。

○鍋倉豊次建設政策課長 はい。報告事項(1)「工事費負担金の締結について」ご説明させていただきます。

資料1の1ページをお開きください。

工事負担金契約の締結につきましては、本日の議会定例会において、議案第10号として上程するもので、第2期エネルギー回収推進施設は、温室効果ガスの排出抑制に寄与する施設として、循環型社会形成推進交付金を受けるため、発電施設を設け、施設内での利用のほか、売電が必要になることから、特別高圧に接続するため、電源接続案件募集プロセスに参加しております。その後、東京電力パワーグリッド株式会社による、工事ルートの調査等が終了したことから、電気供給設備工事の施工のため、工事費負担金契約を締結するものでございます。契約内容につきましては、契約方法を随意契約とし、契約金額は16億728万8,100円、工期は令和5年4月から令和8年8月。契約の相手方は、東京電力パワーグリッド株式会社ネットワークサービスセンターで、契約日は、議会の議決日の翌日となります。工事費負担金は、工事着工前に全額を支払うことが原則でございますが、構成市町の財政負担を軽減するため、東京電力パワーグリッド株式会社と協議し、当初の負担金を抑え5年間の分割払いとし、令和4年度は1億円、令和5年度は2億円、令和6年度及び令和7年度は4億3,580万円、令和8年度は4億3,568万8,100円となったものです。工事ルートにつきましては、次のページのとおりでございます。なお、契約内容につきましては、電源接続案件募集プロセスに伴うもので、工事費負担金は工事費概算額による算出であることから、工事最終

年度の令和8年度に、工事費確定額による過不足精算が生じる可能性がありますので、ご了承いただきたいと思います。

また、議会の議決につきましては、予定価格が1億5,000万円以上の、第2期エネルギー回収推進施設の建設工事に関するものであることから、小山広域保健衛生組合議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものでございます。

説明は、以上でございます。

○関 良平議長 はい。ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

はい。12番、荒川議員。

○12番（荒川美代子議員） ご説明ありがとうございます。交付金の要件を満たすためというご説明がありますが、この循環型社会形成推進交付金の額は、おいくらぐらいを予想してるんでしょうか。

○関 良平議長 建設政策課長。

○鍋倉豊次建設政策課長 はい。循環型社会形成推進交付金は、工事費負担額の4分の3を満たすものになりますので、12億ぐらいかと思います。この後ですね、令和4年度に、第2期建設工事が始まりますので、それとあわせた形で負担金に入ってくるものと思われるので、よろしくお願いたします。

○関 良平議長 荒川議員いいですか。はい。他にございませんか。

はい。7番、秋山議員。

○7番（秋山幸男議員） 工事負担金が16億何がしということであります。これは、工事着手する前に払わなければならないという説明をされたかと思うんですが、各市町の財政状況を勘案して、分割払いが可能になったということですよ。その中で、5年間の金額の内訳ですね。内訳。どういふことで、こういう金額が提示されたのか、それと工事の概要が全く我々には提示されていないわけですよ。工事金額だけで16億何がしということですが、工事がこういうことをしますっていうのが、全く提示されていない中で、この金額だけで、これから議会のこの後ですね、議会の中で議決をしなければならないんですが、内容が分からなくて金額だけでこれ議決するわけにいかないんで、もっと詳細にですね、つかみでもいいですから提示していただかないと、内容が分からなくて、金額だけで議決しろってもね、これは無理な話だと思う。もっと資料を出してください。

○関 良平議長 答弁。鍋倉建設政策課長。

○鍋倉豊次建設政策課長 はい。今、手元がないので後ほどお配りさせていただきたいと思ます。

○関 良平議長 配った時点で、再度そういう説明をしてくれるということで。はい。

○7番(秋山幸男議員) 議案として提出するんだから、そのぐらいの資料のあれを出してもらわないと、審議できないですよ。暫時休憩してください。

○関 良平議長 ちょっと、暫時休憩します。

午前 9時45分 休憩

午前 9時55分 再開

〔追加資料配付〕

○関 良平議長 はい。それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの件ですが、答弁のほどを局長。

○細島譲事務局長 はい。大変お待たせして申し訳ございません。

ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今、お配りした資料が、昨年令和3年8月3日臨時会の前の議員説明会において説明した資料となります。

今回の電源接続案件募集プロセスにつきましては、第2期エネルギー回収推進施設を建設するに当たりまして、循環型社会形成推進交付金を取得して実施するためには、発電をしてそれを売電する、という条件が必須となっております。そのような中で、東京電力パワーグリッドと契約をしまして、特別高圧の接続工事をするわけですが、後の図面にありますとおり、南小山変電所こちら50号線の南側、東北線、東北新幹線の東側にあります小山南変電所。こちらから中央清掃センターまで、管路を敷設することになりますけれども、この中で南小山変電所を出ますところは、既設管があるということで、そちらを使用します。その後は、新規に埋設管路を敷設して、施工することになりますけれども、実際の工事は、東京電力がこれから詳細な設計をして、実施することになるということになりますので、今現在で、こういった材料を何m使うという内容までは、提示されておられません。そのために、工事請負契約ではなく、工事費負担金契約という形になっております。また、工事費の16億何がしを4年度から7年度までの分割にしておりますけれども、こちらは当初東京電力からの提示につきましては、事前一括納付というのが原則だということで、提示されました。しかしながら、構成市町の負担、これを緩和するために、当組合の方から協議を申し入れまして、分割ということになりましたが、その中でも、負担金をなるべく当初は、現在コロナ禍の状況で財政状況が厳しいということで、当初、令和4年度1億、令和5年度2億、その後は分割均等分割ということで、お願いをしたところ、了承が得られて、このような金額設定となりました。

それから、また先ほど、荒川議員の質問についてですね、工事負担金の交付金の交付率という質問がございましたけれども、工事費負担金につきましては、交付金は交付されません。というのは、これはうちの施設が、電気を売って利益を得るという施設のために、交付金は出ないというふ

うにされております。逆に、本体工事ですね。本体工事。第2期エネルギー回収推進施設本体工事につきましては、売電をするということによって、高率の交付金を受けることができます。それにつきましては、発電設備に関する部分、ボイラーですとか、発電機ですか、そういった部分は、通常3分の1のところを2分の1の高率の交付金が支給されます。こちらにつきましても、金額、交付金がどのくらいになるかっていうところですけども、DBO方式で実施しますので、これから運営事業者が決まった後に設計しますので、具体的な金額までは、現時点では提示できないというような状況でございます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○関 良平議長 はい。ただいまの説明について、7番。秋山議員。

○7番（秋山幸男議員） ある程度理解ができてきました。分割する金額の差異について、違うというのは普通は定額法っていうか5年間で、この総体的な事業費を5分割して、定額法が普通かなと思うんですが。1年度、2年度は少ないっていうのは、工事の進み具合ですか。それが、少ないということなのか。5年間の内に、大体同じような距離をやっていくのであれば、等分して、定額法って感じのような金額になるかと思うんですが、これ、1億とかっていう金額だと随分差異がありますね。それはどういう理由で、こういう金額に、その辺のところの説明をお願いしたい。

○関 良平議長 はい。答弁。細島局長。

○細島議事務局長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

先ほどと重複してしまうような回答になるんですが、東電の方は、あくまでも一括事前支払いというのが原則だったという中で、組合の方からの要望で、分割をお願いしたい。さらに、現在の財政状況、厳しい財政状況を鑑みて、最初の4年度、5年度をなるべく低く抑えたい。この金額は、うちの方から提示したということなんですが、当初の4年度1億円、5年度に2億円、その後、今、秋山議員がおっしゃったように、当然工事も進捗が進みますので、東電側も原材料費、労務費等、必要になりますので、そこからは4億何がしの均等払いをするということで合意を得られたところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○関 良平議長 はい。7番。秋山議員。

○7番（秋山幸男議員） 金額の違いについては、わかりました。通常ですとですね、いろいろ入札をして工事をする場合ですね、手付金というか、そういうことで、全額一括っていうのは、多分、小山市、下野市、野木町、上三川町でも全額前払いっていう方法はないかと思うんですが、これについての説明をお願いしたい。これは、あくまでもこの会社で全額が基本ですよっていうことなのか、通常の工事契約の場合は、そういうことはないと思うんですね。なぜこういう形になったのか、その辺のところの説明もあわせてお願いできればと思います。

○関 良平議長 答弁。細島局長。

○細島議事務局長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今、秋山議員がおっしゃられた通り、通常の工事であれば、最初は、前払い金等のみの支払いで、完成後に支払うという形になりますけれども、今回、東電が事前一括支払いということで、もってきた点、東電側の規定の中にそういった規定があります。というのは、あくまでも今回、売電をするためなので、うちの方の都合でやってもらうというような形になりますので、途中でやっぱり辞めたなんて言われると、相手側が投資した費用が無駄になってしまうということで、そういう規定になっているんだと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○関 良平議長 他にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

(2)小山広域保健衛生組合同規約の一部変更について

○関 良平議長 ないようですので、次に、(2)の「小山広域保健衛生組合同規約の一部変更について」事務局から説明をお願いいたします。鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 「小山広域保健衛生組合同規約の一部変更について」説明いたします。

資料2をご覧ください。

今年6月、資料の6ページから10ページにある通り、令和4年6月22日付、下環第82号をもって、下野市から令和5年度以降における共同処理事務参加に関する申入書が提出されました。依頼内容は2点あります。

1点目は、第2期エネルギー回収推進施設の稼働予定である令和9年度から、下野市石橋地区の燃えるごみの受入処理を開始する予定ですが、令和3年12月7日付、下環第165号により、下野市石橋地区の家庭系燃えるごみの委託収集分の共同処理義務参加依頼文書が提出され、令和5年度以降において、石橋地区の家庭系燃えるごみの委託収集分を外部処理による民間焼却処理施設で処理し、費用負担は、下野市の負担金で支出しようという形での受け入れについて、令和4年2月3日開催の令和3年度第3回役員会で協議し、承認されました。

9ページ、10ページをご覧ください。

今回、既に承認された依頼内容に追加して、令和5年4月以降、下野市石橋地区の事業系ごみについても、家庭系燃えるごみの委託収集分と同様に、外部搬出により民間焼却処理施設で処理し、費用負担は、下野市の負担金で支出という形でお願いしたいというものです。

2点目は、共同処理事務のうち、斎場と火葬場の管理運営に関する事務について、現在、下野市においては、旧南河内町と旧国分寺町の区域に限るとされておりますが、令和5年度以降、旧石橋町の区域も加えること、つまり、下野市全域を対象とすることを願います。

次に、11ページ、12ページをご覧ください。

令和4年8月20日付、小健第387号及び令和4年8月17日付、野健第312号でもって、小山市及び野木町から令和5年度以降における共同処理事務不参加に関する申入書が提出されました。依頼内容は、当組合の共同処理事務のうち、結核検診に関する事務について令和5年度から小山市及び野木町が独自で実施するため、脱退するということでもあります。このため、令和5年度には、結核検診に関する共同事務については、廃止となります。

下野市、小山市及び野木町から提出された申入書等について、令和4年10月5日開催の令和4年度第1回役員会で協議し、了承されたため、当組合理約を一部変更する必要があります。当組合の規約を変更することについては、構成2市2町の12月議会において、組合理約の一部変更について、議決いただく必要があります。

今後のスケジュールですが、構成2市2町の12月議会で議決をいただいた後、来年1月に県知事に対し、構成2市2町からの「議決書抄本」と「組合理約の変更に係る協議書」を添付して、「組合理約の一部変更」について申請します。申請後、県知事から「組合理約の一部変更許可書」が送付されましたら、令和5年4月1日から、資料の3ページから5ページの新旧対照表のとおり、改正される予定であります。

説明は、以上であります。

○関 良平議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

(3)ごみの減量化施策の取り組み状況および方針について

それでは、ないようですので、次に(3)「ごみの減量化施策の取り組み状況および方針について」事務局から説明をお願いいたします。鍋倉建設政策課長。

○鍋倉豊次建設政策課長 はい。報告事項(3)の「ごみ減量化施策の取り組み状況および方針について」ご説明させていただきます。

13ページ、資料3-1を御覧ください。

1のごみ減量化の実施方針につきましては、令和4年1月に実施しました第3回廃棄物減量化対策推進検討会において、「①ごみの分別の徹底拡大などごみ減量化施策を積極的に実施すること」、「②削減目標を達成するための事業系並びに家庭系指定袋を実施すること」との提言を受け、ごみ減量化の方針について検討してまいりました。

次のページをご覧ください。

5の今後の予定につきましては、令和5年第1回小山広域保健衛生組合議会定例会に担当課長会議、副市町長会議及び廃棄物減量化対策推進検討会の協議結果について、報告する予定となっております。

次に16ページ、資料3-3をご覧ください。

令和4年度以降、市町と事務担当者レベルのワーキンググループ会議を実施して、取り組んでまいりました。①の家庭系指定袋については、これまで議会などで説明してきたとおり、有料化ではなく単純指定袋制度の導入を進めてまいります。②の事業系指定袋については、これまで有料指定袋の検討を進めてまいりましたが、ワーキンググループなどで検討してきた結果、単純と有料の2つの制度を同時に運用することによる、指定袋の製造費用や運用に伴う人件費の増加、搬入施設における受付トラブルの発生などの諸問題が想定されました。また、指定袋導入の目的が、ごみの減量化意識の高揚にあること、事業系ごみの搬入施設において搬入手数料としてすでに有料化されていることから、事業系も家庭系と同様に、単純指定袋の導入を進めてまいります。なお、搬入手数料はこれまで同様の方法で徴収いたします。

17ページの③以降は、各市町及び組合における実績になりますが、まず、18ページをご覧ください。

⑤直接搬入者の実態把握、指導については、令和3年度は、国の緊急事態宣言や栃木県の蔓延防止期間により、中止しております。令和4年度の計画としましては、本年4月から「組合管内廃棄物の搬入に対する指導による要綱」を制定し、各施設での直接搬入者や多量排出者を対象に抜き打ち検査を行っております。既に、表のとおり5月は中央清掃センターと南部清掃センターで、9月にはリサイクルセンターで実施済みで、これからの予定としましては、11月には中央清掃センターと南部清掃センターで、来年2月には中央清掃センターとリサイクルセンターで、それぞれ構成市町とともに、抜き打ち検査を実施する予定となっております。

20ページをご覧ください。

⑧公共施設の機密文書のリサイクル処理については、各市町及び組合ともに実施しており、次のページの⑨リサイクル可能な紙類の焼却施設の搬入禁止では、組合より、昨年7月より直接搬入者などに対し、呼びかけなどを行っており、徐々に浸透してきているところであります。

その他、市町及び組合の取り組みについては、割愛させていただきますので、後ほどご覧いただきますよう、お願いいたします。

それでは、23ページ、資料3-4をご覧ください。

指定袋制度導入スケジュール(案)については、現在、事業系指定袋を令和5年度以降、家庭系指定袋を令和6年度以降から、それぞれ開始する予定となりましたので、この方針に合わせた参考のスケジュールとなっておりますので、ご了承願います。

それでは、表をご覧ください。

まず、事業系については、令和4年の各市町の12月又は、令和5年3月議会で、実施の報告をいたします。基本方針を12月までに作成し、令和5年1月以降に収集運搬事業者からの意見聴取や周知の準備を行い、令和5年度には、事業者説明会を実施し、令和5年度以降に指定袋制度を

実施してまいります。

家庭系については、各市町ともに住民アンケート調査を11月末までに実施するものとし、その結果を盛り込んだ基本方針(案)を12月頃に作成いたします。令和5年1月以降、将来の指定袋制度導入の予告を目的とした住民への周知を行い、令和5年5月には、パブリックコメントを実施し、6月に基本方針を作成いたします。その後、基本方針を基に、住民説明会を令和6年9月まで開催し、令和6年度以降、家庭系指定袋の導入を実施いたします。なお、スケジュールは今後とも引き続き市町と組合で進捗状況に応じて協議してまいります。

資料の24ページ、資料3-5をご覧ください。

指定袋制度導入に関するアンケート調査については、アンケート調査の目的としまして、指定袋制度を導入するに当たり、住民の意見を指定袋制度に反映させるため、各市町において、10月以降に住民アンケートを実施するものです。なお、構成市町で統一された袋を導入したい意向であることから、各市町で共通のアンケート様式を作成しましたので、それを基に実施を予定しています。

アンケート調査の方針ですが、アンケート調査は家庭系指定袋を想定した住民アンケートのみ実施する予定であります。得られたアンケート結果は、集計後、各市町と組合で共有し、ワーキンググループなどにおいて、基本方針の作成及び導入する指定袋の仕様を決めるための資料として活用いたします。

なお、アンケート調査の条件は、

1. 対象を各市町の住民基本台帳に登録されている18歳以上の無作為抽出の住民とします。
2. 集計方法は単純集計とします。
3. 調査対象数は、小山市及び下野市が2,000人、野木町が1,000人でそれぞれ実施する予定になっております。

25ページをご覧ください。

下のアンケート調査のイメージの右側、下線がついている部分をご覧ください。アンケート調査の設問において、生ごみに関する設問がありますが、野木町にしましては、既に南部清掃センターで堆肥化を行っているため、設問中の生ごみに関する箇所を削除して使用することになっております。

説明は、以上でございます。

○関 良平議長 はい。ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等ありましたら発言をお願いいたします。

はい。3番。松本議員。

○3番(松本光司議員) はい。野木町では、既にご存知のように最後に出ました生ごみ、すでに実施済みですけれども、野木町の町民に対して、価格、これから決まっていくことだと思っております。

ども、どのように説明をしていけばいいのかということでお聞きしたいんですけども。この家庭から出るごみの49%が生ごみだと。生ごみの7割が水分だと。その水分をいかに減らすかっていうことが、置き換えれば、この目的を達成する近道だろうと思うんですね。今現在、自分も毎日生ごみをざるを買って処理をして、週に水土で2回ですか。1枚10円の小さい袋ですけども、買って、その中に極力水分減らして、処理してるわけですね。一般のごみについては、同じく水曜日とうちの場合は土曜日ですね。週2回。薄い約45ℓのごみ袋、ビニール袋。これが薄手で約300円ぐらいですから、1枚6円ぐらいですかね。この袋に重いごみを入れると破けちゃうから、厚手のごみ袋45ℓで、約、今値上がって1枚10円、倍近く、倍までいかないけども、8円から9円は少なくともするんですかね。その袋に入れないと破けちゃう。そういう今現在のごみに対する野木町の現状なんですね。そうしたときに、どっちみちその袋6円ぐらいのものを出して、1枚当たりですね、買ってるわけですから、今度このごみ袋が、そのぐらいの金額に収まるのであれば、野木町民の感情からして、今出てるお金に変更ないわけですから、理解が進むかと思うんですけども。いやしくも、このアンケートに野木町は生ごみを入れない、というアンケートの作成、それ自体を聞けば聞くほど、他市町の方も含めた値段、野木町民からするともっと高くなる。高くなる懸念を感じるんですね。次回のアンケートのスケジュールからいきますと、野木町の関連からしますと、自分は議員させていただいたとしても、こちらに来ることはないもんですから、今のうちに、その考えがちょっとあるのであれば、基本的な考えをお聞きしたい。こんなふうにはなるのかなというところがあれば、一度お考えをお聞きしたい。

○関 良平議長 はい。野木町に対する対応についての答弁。細島局長、お願いします。

○細島議事務局長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

現状では、小山市、下野市、野木町、共通の袋にしたいという意向がございます。その中で今回アンケートをとりますのは、その袋の仕様、今、松本議員おっしゃったように、6円ぐらいの袋では破けてしまうことがある。実際の意見が、そういう意見が多ければ、厚手の袋がいいですとか、取手付きがいいですとか、その辺の意向を確認しまして、多分というか、他所の事例を見ますと、10円程度はしてしまうと思われま。それは、あくまでも袋の質に関するところですので、各市町共通ということであれば、そのような方向になると思います。アンケート調査あるいは、その後のワーキンググループ等の会議の中で、各市町独自別々、うちはそんなに高いんじゃ乗れないというようなことになると、また話は違いますが、あくまでも共通の袋を導入していきたいというのは、一番最初の基本です。その中で、袋の仕様はこれから細かいところを市町民に意見を聞きながら進めていきたいというふうに考えております。現状では、そのぐらいの状況になります。

以上、よろしくお願ひ致します。

○3番(松本光司議員) はい。議長。

○関 良平議長 3番。松本議員。

○3番(松本光司議員) 今の説明で、考えていらっしゃることは分かりました。しかし、野木町民の心情からすれば、選択肢を設けていただきたい、というふうに思うんですよ。つまり、薄手の指定の袋も選択肢に入れていただきたいとおそらく、薄手ならば、生ごみは入っていないんだから、薄手で済むんです。薄手はだいたい、物価高騰でどう単価が変わるかわかりませんが、厚手よりも少なくとも半分近く安いですよ。安いです。わざわざ厚い、厚手を使う人がいないんですよ。それは、無駄ということになるわけですから。一つは町民の方、野木町のことをぜひ一つ考慮していただきたいこと、イコール選択肢を設けていただきたいということをこの場を借りて、次回の時がないものですから、お願いをしていきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○関 良平議長 細島局長。

○細島譲事務局長 はい、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

松本議員の意見は、お聞きしました。その中で、共通の袋を作成するというの中では、大量に生産するという中で、価格の低廉化ということも可能になるものだと思いますので、あくまでも今回のアンケート調査の意向確認それから、各構成市町の意見を確認、それから収集事業者等の意見もいただいて、総合的に判断する内容になるかと思っておりますので、その辺は考慮に入れて検討を進めていきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○3番(松本光司議員) はい。議長。

○関 良平議長 3番。松本議員。

○3番(松本光司議員) ぜひ一つ、まだしばらく、今回の人事で来られたばかりということですから、この期間もいらっしゃると思っておりますので、ぜひ一つ、今日のことをお願いしたいと思っております。終わります。

○関 良平議長 他にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

(4)中央清掃センター敷地拡張事業について

○関 良平議長 それではないので、次に(4)「中央清掃センター敷地拡張事業について」事務局から説明をお願いいたします。水野施設管理課長。

○水野辰雄施設管理課長 報告事項(4)「中央清掃センター敷地拡張事業について」ご説明申し上げます。

資料4をご覧ください。

まずは、用地買収の進捗状況について、ご報告申し上げます。未相続地1筆を除く18筆、計1万1,761平方メートルにつきましては、当初計画通り買収が完了し、令和4年4月18日に組合名義に登記が完了いたしましたので、ご報告申し上げます。

続きまして、未相続地買収の進捗状況について、ご説明申し上げます。未相続地1筆につきましては、地権者全63名と各々の持ち分に応じ、売買契約が可能な方から順次買収を実施しております。令和4年9月末現在で、売買交渉が完了した方は、相続放棄手続きをされた2名を含んだ計55名となっており、組合の持ち分割合は96.73%となっております。なお、持分売買が完了した方のうち、相続放棄の方2名を含んだ52名分は、組合名義の登記が完了いたしました。よって、登記簿上の組合持分は91.21%となっております。

交渉を継続している方は、相続登記手続中2名、海外在住者とその関係者4名、認知症の方1名、売買非同意者1名の計8名となっております。売買協議が完了してない方々につきましては、今後も継続して協議を進め、売買が可能となった際には、随時対応してまいります。なお、当該土地につきましては、全ての方との売買が完了するまで、清掃センター用地として使用せず、立入禁止等の措置を実施するものいたします。

なお、現在計画中の第2期エネルギー回収推進施設整備事業においても、整備区画外として取り扱っております。

説明は、以上でございます。

○関 良平議長 はい。ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

(5) 小山聖苑指定管理者制度及び受付システムの導入について

○関 良平議長 それでは、ないようですので、次に、(5)「小山聖苑指定管理者制度及び受付システムの導入について」事務局から説明をお願いいたします。水野施設管理課長。

○水野辰雄施設管理課長 報告事項(5)「小山聖苑指定管理者制度及び受付システムの導入について」ご説明申し上げます。

資料5をご覧ください。

はじめに、指定管理者制度の導入についてですが、小山聖苑は令和3年度から民間委託を導入するにあたりまして、更新したばかりの炉を守るために、火葬業務と受付・施設維持管理業務に分割し、火葬業務を設置メーカーであり、従前から委託している株式会社五輪に随意契約で、受付・施設維持管理業務は、一般競争入札で株式会社日本環境ビルテック栃木本社へ令和6年3月末までの3年間業務委託をしております。昨年度、1年間経過した中で、1施設に2業者がいることから、指揮命令が二重になったり、業者間の連携がスムーズに進まなかったことがございました。また、受付・施設維持管理業務は、複数業務の包括委託となっております。

指定管理者制度の趣旨から、包括委託については積極的に指定管理者制度へ移行すべきとあります。県内においても、火葬場を管理する12団体のうち、記載の6団体で指定管理者制度を導入

しております。以上のことから、組合内で再協議し、より円滑な業務遂行を目指し、記載のスケジュールのもと、次期更新の令和6年度に指定管理者制度への切替を予定しております。

なお、火葬場での指定管理者制度の導入は、全国的に進んでおりますが、いわゆる残骨灰に含まれる金属を目当てにする業者によって、低廉な価格で落札され、炉設備等の修繕が適切に行われない結果、炉が破損寸前のような状態にされたまま撤退される事例もあるようでございます。火葬炉を守るという意味では、単に価格だけで評価するのではなく、炉の保守等への提案等を重視し、総合的に判断して指定管理者を選定する必要がございます。

次に、受付システムの導入についてですが、現在、火葬の受付は主に葬祭業者から電話連絡を受け、職員が帳簿に記入し、予約を完了させる仕組みになっております。昨年度行った利用者アンケートでは、葬祭業者や利用者から、24時間対応できるインターネットを用いた受付システムを導入してほしいとの意見が多数ございました。

また、県内の状況を調査したところ、火葬場を管理する12団体のうち、記載の7団体で受付システムを導入しておりました。施設利用者の利便性向上はもとより、受付時のヒューマンエラー防止や人件費の削減も期待できることから、指定管理者制度導入にあわせて令和6年4月1日からの実施を予定しております。

なお、導入スケジュールは記載のとおりでございます。想定価格は、導入一式で350万円、システム保守料で月3万円程度を見込んでおります。説明は以上でございます。

○関 良平議長 はい。ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

水野施設管理課長。

○水野辰雄施設管理課長 すいません。ただいまの説明の中で、保守点検費を月3万円と言ってしまいましたが、9万円ですので申し訳ございません。

○関 良平議長 はい。それでは質問を受けます。

〔「なし」と言う者あり〕

(6) 小山聖苑式場の消防立ち入り検査に基づく排煙設備の改修について

○関 良平議長 それではないので、次に(6)「小山聖苑式場の消防立ち入り検査に基づく排煙設備の改修について」事務局から説明をお願いいたします。水野施設管理課長。

○水野辰雄施設管理課長 報告事項(6)「小山聖苑式場の消防立ち入り検査に基づく排煙設備の改修について」ご説明申し上げます。

資料6をご覧ください。

小山聖苑大小式場がございます、排煙設備を備えたトップライト4カ所につきまして、令和4年3月16日に消防署による立ち入り検査を受けた結果、機能不全であることから速やかに是正

するよう通知を受けました。

これを受け、組合では、可及的速やかに設備の修繕を行うべく、改修予定報告書を消防署に提出し、承認を受けております。改修までは排煙設備の機能不全を周知し、利用者に注意喚起の誓約を求める等の措置を講じた上で、式場の運営継続を認められておりますが、利用者リスク軽減のため、できる限り早い段階、具体的には令和4年度中の改修を目指したものでございます。

そのために、トップライト改修工事の設計を本年度当初から実施いたしました結果、施工に約5ヶ月の期間と約1,500万円の工費が必要となることが判明いたしました。本年度の予算の準備がなく、また、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので報告させていただきます。

あわせて、この後の定例会にて議案第9号として報告いたしますので、ご承認賜りますようお願いいたします。なお、本案件の入札につきましては、令和4年9月2日に一般競争入札にて執行し、落札業者は株式会社ベクター、落札金額は税込で1,276万円と決定いたしました。

施行に際し、小式場が12月9日から12月15日、大式場は1月6日から1月12日まで使用できない時期が発生いたします。運営に支障が出ないように、市町および葬祭業者に通知するとともに、ホームページへの掲載や、受付窓口でお知らせしております。なお、火葬については通常通り運転いたします。令和5年1月末までには、設備の改修が完了する見込みでございます。今後も施設に支障が出ることはないよう、確実な施設運営を実施してまいります。

説明は以上でございます。

○関 良平議長 はい。ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

はい。8番。岡田議員。

○8番(岡田裕議員) 排煙設備の機能不全ということなのですが、例えば、ダイオキシンが出るとか、なんかどのような、具体的にどのようなものなのかちょっと教えてください。

○関 良平議長 はい。答弁。水野施設管理課長。

○水野辰雄施設管理課長 はい。ただいまのご質問にお答えいたします。

式場の上にトップライト、明かり取りがあります。そちらが、排煙設備を兼ねておりまして、一応、何かあったとき、ボタンを押しますとそれが開くんですね。一応、締まる場所もあるんですけど、その際にロックがかからない。ですので、ロックがかからないと雨漏りがしたり、風で動いたりしてしまうんで、現時点ではネジ止めしちゃってあるんですね。そうしますと、消防法では排煙設備になりませんので、是正していただきたいということでございます。

○関 良平議長 よろしいですか。他にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

(7)生活排水処理基本計画の策定について

○関 良平議長 それではないようですので、(7)「生活排水処理基本計画の策定について」事務局から説明をお願いいたします。水野施設管理課長。

○水野辰雄施設管理課長 報告事項(7)「生活排水処理基本計画の策定について」ご報告申し上げます。

資料7をご覧ください。

現在、生活排水処理の現状と課題を整理して、最新のし尿汚泥処理の動向を踏まえ、計画区域内の生活排水処理対策や、その処理過程で発生する汚泥の処理方法等の計画的な生活排水にかかわる基本方針を定めるとともに、今後の経済的かつ合理的な施設整備及び施設運営に関する事項について検討・整理し、最適な施設整備計画を策定することを目的として、生活排水処理基本計画及び施設整備運営最適化計画を調整しております。

この度、構成市町が策定した各種計画を基に、構成市町の環境保全担当及び下水処理担当を交えた第1回生活排水処理担当課長会議を経て、生活排水処理基本計画をまとめておりますので、ご報告いたします。

別紙の本計画案概要版にて、ご説明いたしますので、概要版をご覧ください。よろしいでしょうか。

こちらにつきましては、まず第1章といたしまして、計画策定に当たっての基本的事項。まず、計画策定の趣旨ですね。中段から下になりますけど、構成市町における生活排水処理と良好な水環境を維持するため、し尿や浄化槽汚泥などの生活排水処理の現状や課題などを整理し、将来計画に配慮した生活排水の処理と施設の方針を定めることを目的とし、生活排水処理基本計画を策定します。

続きまして、計画の位置づけ。上位計画といたしましては、やはりこの中段になりますが、本計画の策定に当たり、国や県、構成市町の生活排水処理に係る計画を上位計画と位置づけ、整合性を図ります。また、下水道事業の計画とも整合を図ります。次に、計画期間、対象物ですが、期間は令和5年度から14年までの10年間といたします。

その下、第2章は地域の概況ですので、こちらは省略させていただきます。

続きまして、2ページをご覧ください。

第3章としまして、生活排水処理の現状と課題。まずは、生活排水処理の体制です。こちらでは、一番上の公共下水道は、私どもの処理には入ってきておりません。2番目からの農業集落排水、施設の汚泥、3番目の合併処理浄化槽の汚泥、4番目の単独浄化槽の汚泥と汲み取りのし尿、他に学校等の生ごみを処理しております。こちらを処理した後、処理水として公共用水路に流すとともに、し渣、堆肥は場外に搬出しております。

3ページをご覧ください。

生活排水処理の実績になります。まず、処理形態別人口・生活排水処理率。過去5年をグラフ化しております。生活排水処理率は増加傾向で推移し、令和3年度では87.7%となっております。その下、年間発生量および1人1日当たりの発生量。こちらも過去5年をグラフ化しております。生し尿の年間発生量は年々減少しており、令和3年度は5,161 tとなっております。

浄化槽汚泥は、令和2年度まで増加し、令和3年度減少に転じ、2万2,534 t。農集排汚泥は年々増加しており、令和3年度は1万594 tとなります。

続きまして4ページをお開きください。

こちらは処理量になります。こちらも過去5年をグラフ化しております。生し尿は年々減少し、令和3年度では1日当たり14.1キロリットル。浄化槽汚泥は令和3年度に減少に転じ、1日当たり61.7キロリットル。農集排汚泥は年々増加し、令和3年度では1日当たり29キロリットルとなっております。その下、資源化です。小山市及び下野市の生ごみと処理過程で生じる汚泥等を利用して、資源化(堆肥化)ですね。「すくすく君」という商品名として販売しております。

その下、組合における取組・政策を表に設けております。4つありまして、1つ目としては、小山広域クリーンセンター搬入汚泥分析の実施。2つ目、小山広域クリーンセンターにおける公害防止の徹底。3つ目としまして、試験農園での栽培試験。4つ目として、生活排水処理の実績となっております。

その下は、生活排水処理に関する課題の整理ということで、こちらも3つ掲げております。生活排水未処理世帯の解消。2つ目としまして、し尿・浄化槽での適正処理。3つ目としまして、小山広域クリーンセンターの維持管理となっております。

5ページをお開きください。

こちらでは、第4章としまして、生活排水処理基本計画。まず、基本理念と基本方針です。基本理念は、人と自然の豊かな環境の融合。基本方針は3つありまして、1つ目が、住民・事業者・構成市町・組合の共同体制の構築。2つ目が、生活排水処理の促進。3つ目が、し尿・浄化槽汚泥の効率的な処理・処分となっております。

その下が、将来予測となっております。こちらは、5年ごとの計画数値を表にしております。まず、将来人口ですが、計画当初から断続的に減少すると見込まれます。処理形態別人口につきましても、生活排水処理の人口や汲み取り人口は減少し、生活排水処理率は向上すると見込まれます。発生量につきましても、生活排水未処理人口や汲み取り人口の減少に伴い、年間発生量も減少すると見込まれております。

続きまして、6ページをお開きください。

施設規模につきましても、現処理能力に対し、将来の計画処理量は大幅に小さくなり、それぞれの計画処理量のバランスも変動すると見込まれております。

その下、処理・処分計画になります。まず、収集・運搬計画。こちらは、し尿等の収集運搬は現

在の体制を維持するものとし、構成市町が実施します。

次に、中間処理計画ですが、こちらは放流基準値以下になるよう適正に処理し、放流します。また、適正に処理が行えるように処理設備の点検・更新を継続して行います。

次に、最終処分・資源化計画になります。し尿等の処理過程で発生したし渣や沈砂は今後も場外搬出し、適正に処分を行います。堆肥は計画的に生産し、民間事業者を通じて地域還元を行います。

処理施設の再整備計画になります。構成市町で発生した、し尿等の処理量や搬入割合が変化し、施設設計条件から乖離することが見込まれる中、今後も効率的かつ経済的に処理していくため、現施設の処理能力縮小や処理方式の変更など基幹改良のほか、新しいし尿処理施設の建設も検討していきます。

最後に、その他としまして、住民に対する広報・啓発活動、地域に関する諸計画との関係、災害対策、こちらを記載しております。

なお、今後の予定につきましては、本日ご提示した案に対し、11月10日から12月9日までの1ヶ月間、パブリックコメントを実施し、令和5年1月に第2回生活排水処理担当課長会議を開催し、生活排水処理基本計画案を修正いたします。

修正した生活排水処理基本計画につきましては、3月開催予定の議員説明会において、改めてご報告いたします。

説明は、以上でございます。

○関 良平議長 はい。ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

はい。3番。松本議員。

○3番(松本光司議員) ちょっと一点、今後のことでちょっと聞きたいんですけども。最近、洗濯洗剤から発生します香害です。香りの害。これが、問題というか、なってるんで、実際、自分も町民からそんな話聞きまして、今後そういう洗剤とか等に対する処置っていうんですか。その辺のところっていうのは、今後、やがて時間とともに大きな問題になってくるんじゃないかと思うんですけども。その辺、どんなふうに住生活雑排水って中で、とらえていかれるのか。もし、お考えがあればお聞きしたい。

○関 良平議長 水野施設管理課長。

○水野辰雄施設管理課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

クリーンセンターに入ってくるものは、浄化槽等の汚泥ですので、匂い等のものは、入ってこないかなと思われま。その点については、私どもクリーンセンターの方では考えておりません。

○関 良平議長 他にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○関 良平議長 それでは、ないようですので、以上で執行部からの報告は、終了とさせていただきます。

◎その他

○関 良平議長 その他、議員の皆さんから何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎閉会の宣言

○関 良平議長 なければ、以上で本日の議員説明会は終了といたします。

この後、休憩をとりまして、午前11時から、議会定例会を開催したいと思います。どうぞよろしく
お願いいたします。

午前10時50分 閉 会